



# 保険料

**用語解説**  
**ほけんりょう 保険料**  
 健康保険組合の主な収入。被保険者と会社が共同で納める。

保険料は、被保険者の月収や賞与の額と健康保険組合が定める**保険料率**によって決まり、**被保険者と会社が負担**します。保険料率は健康保険組合の財政状況によって毎年度見直されます。



月収が上がると  
**保険料も変わるの？**

**保険料に関する手続き**

産前産後休業・育児休業中は、被保険者の申し出にもとづき会社が「**産前産後休業取得者申出書**」・「**育児休業等取得者申出書**」を提出することで、保険料が免除されます。

## 保険料の納付方法と決まり方

- 月々の給与と賞与から納める (給与・賞与から天引き)
- 被保険者と会社で共同負担
- おおまかな給与額や賞与額 (標準報酬月額・標準賞与額) に「保険料率」をかけて算出
- 保険料率と被保険者・会社の負担割合は、健康保険組合が毎年度決定する
- 標準報酬月額は、58,000円～1,390,000円の全50等級 (例えば給与額が305,000円の場合は、22等級・300,000円)
- 標準賞与額は、賞与の1,000円未満を切り捨てた額 (例えば賞与額が518,600円の場合は、518,000円)  
 \*年間573万円が上限となります。

### 保険料が変更になるとき

- ・ 保険料率が変更になったとき (毎年度見直し)
- ・ 4～6月の報酬の平均額をもとにした標準報酬月額が変更になったとき (毎年見直し)
- ・ 昇給などにより給与が大幅に変わったとき
- ・ 産前産後休業や育児休業の前で給与に変更があったとき など



## Q&A

**Q**

健康保険料の他にも介護保険料や子ども・子育て支援金が天引きされると聞きましたが…？

**A**

「健康保険料」は健康保険組合の運営のために納めていただきますが、「**介護保険料**」や「**子ども・子育て支援金**」は、健康保険組合がそれぞれ自治体や国に代わって徴収するもので、健康保険組合の運営のためには使うことができません。



### ■ 保険料の種類

保険料		用途	保険料率 (事業主・被保険者)
健康保険料	一般保険料	基本保険料	健康保険組合の保険給付や保健事業 85 / 1,000 ( 48 / 1,000 · 37 / 1,000 )
		特定保険料	高齢者医療制度への拠出金
	調整保険料	全国の健康保険組合が共同で行う交付金事業の財源	*うち調整保険料率 1.38 / 1,000
介護保険料		介護保険制度を運営する自治体に代わって徴収	16 / 1,000 ( 10.5 / 1,000 · 5.5 / 1,000 )
子ども・子育て支援金		少子化対策の財源のために国に代わって徴収	2.3 / 1,000 ( 1.40 / 1,000 · 0.90 / 1,000 )

\*介護保険料は、40歳以上65歳未満の被保険者から徴収します。 \*子ども・子育て支援金は、2026年度からの制度で、4月分(5月の給料から天引き)から納付します。